

第1日

令和7年12月4日（木）

午前10時零分開会

○議長（小島清人君） 皆様、おはようございます。

これより令和7年第6回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は17名で、会議は成立いたします。

議事日程表をお開きください。本日の議事日程については、タブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。会期日程表をお開きください。本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、本日から12月19日までの16日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月19日までの16日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

14番柴山恭子議員

15番大庭きみ子議員

を指名いたします。

次に、仮議長の選任を議長に委任する件についてを議題といたします。

お諮りいたします。加藤正二副議長より欠席届が提出されておりますので、地方自治法第106条第3項の規定により、この会期中における仮議長の選任を議長に委任願いたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

それでは、ここで仮議長の選任を行います。この会期中における仮議長に実藤輝夫議員を指名いたします。実藤議員、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、さよう決定いたしました。

次に、議案の上程を行います。

市長提案理由説明書をお開きください。

本日、市長から報告3件、議案17件の送付を受けました。これらを一括上程し、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） おはようございます。本日ここに令和7年第6回朝倉市議会定例

会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会では、合計20件の議案を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、報告第24号から報告第26号までについて説明申し上げます。

報告第24号から報告第26号までの専決処分の報告につきましては、工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更及び学校管理下の事故による損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告申し上げるものであります。

次に、補正予算について説明申し上げます。

第91号議案令和7年度朝倉市一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ16億532万3,000円を追加し、予算総額を468億5,620万9,000円といたしました。

それでは、歳出の主な内容について説明いたします。

民生費では、障がい福祉サービスの利用者増に伴う事業費の増額について1億8,300万円を計上いたしました。

農林水産業費では、農業法人の乾燥調製施設建設・移転に対する補助金等に4,512万3,000円を計上いたしました。

土木費では、原鶴地域の浸水対策や県が推進する花による美しいまちづくり事業等の経費として1億650万円を計上いたしました。

教育費では、甘木地域の体育施設耐震診断の経費として480万円を計上いたしました。

災害復旧費では、令和5年度及び令和7年度の災害復旧事業費として12億6,590万円を計上いたしました。

次に、歳入の内容につきましては、歳出に伴う主な財源として地方交付税1億5,802万9,000円、国庫支出金1億4,752万8,000円、県支出金11億5,606万3,000円、市債2億3,880万円等を計上いたしました。

第92号議案令和7年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、地域包括支援センター業務委託料の債務負担行為の変更について補正するものであります。

次に、第93号議案朝倉市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第94号議案朝倉市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方自治法施行令等の一部を改正する政令が交付されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第95号議案朝倉市税条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、市税等に係る督促手数料を廃止したいので、この条例を制定しようとするものであります。

第96号議案朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を

改正する条例の制定につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、規定の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

第97号議案朝倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、規定の整理を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第98号議案朝倉市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましては、児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第99号議案工事請負契約の変更につきましては、林道中村白木線4号箇所災害復旧工事について、工事設計の一部変更により請負契約額を変更する必要が生じましたが、変更後の請負契約額が1億5,000万円以上となるため、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、第100号議案から第102号議案までの工事請負契約の締結につきましては、農地・農業用施設（畑・道路・水路）災害復旧工事、農業用施設（ため池）災害復旧工事及び菱野地区土砂置場整備工事について指名競争入札により工事請負人を定めましたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、第103号議案市道路線の廃止につきましては、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道路線を廃止するに当たり、同条第3項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第104号議案市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第105号議案指定管理者の指定につきましては、朝倉市杷木物産館条例第3条第1項の規定に基づき、朝倉市杷木物産館の指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第106号議案久留米市外三市町高等学校組合規約の変更に関する協議につきましては、令和7年度末をもって久留米市外三市町高等学校組合を解散することに伴い、事務の承継を規約に定める必要が生じるため、地方自治法第286条第1項の規定により関係市町と協議することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

す。

最後に、第107号議案久留米市外三市町高等学校組合の解散に伴う財産処分に関する協議につきましては、久留米市外三市長高等学校組合の解散に伴う財産処分をするため、地方自治法第289条の規定により関係市町と協議することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長(小島清人君) 補足説明があれば承ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小島清人君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

なお、ただいま提案されました議案の質疑は、12日の本会議において行います。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は9日午前10時から行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時14分散会